

萬光道輝の研究

菅原研州

一、はじめに

本論は、江戸時代中期に現在の愛知県内を主な活動地とした、洞門学僧・萬光道輝（愛知県豊川市虎岳山龍源寺一三世、一六八一〜一七五七、以下本文では「万光」と表記する）について研究するものである。万光については、同時代の学僧達と広く交流しており、関連する文献に名前が見えるため、従来はそれらの解題などに、簡単な事績が紹介されることはあったが、万光自身を対象として行われた研究は、管見の限りは見当たらないように思う^①。

なお、筆者が万光の名前を初めて見たのは、万仞道坦（一六九八〜一七七五）の『室内三物秘弁』冒頭^②であっ

萬光道輝の研究（菅原）

た。自ら永平寺室中にて、伝・永平道元将来『嗣書』（以下、道元『嗣書』と略記）を拝覧・書写していた万光は、万仞に開示したと伝えている。

また、筆者は既に、瞎道本光『室内聯灯秘訣』の研究を行った際^③に、万光の法嗣・宝園靈樹（龍源寺一四世、一七六五年没）が、道元『嗣書』の複写を瞎道などの法友に知らせたことを明らかにした。当然に、本師・万光の影響があるはずで、つまり、現在宗門で道元『嗣書』や授戒式本が広く参究されるようになった経緯は、万光に先駆的業績が冠せられる必要がある^④。また、万光には『弁道話』の書写本が残され、宗乗の参究においては道元の「正伝の仏法」に依拠する態度が見える。

以上のことから、万光の事績を明らかにすることは、江戸時代中期、一地域に住む宗侶が、広く名前が知られる他の学僧とともに、どのように宗乗や室内のことを参究していたのかを知る機縁になるといえる。

よって、本論ではまず、万光自身の経歴を挙げ、その上で各項目について検討を深めることで、目的を達成したいと思う。

二、『龍源寺記』解題

今回、本論を執筆するに際し、万光が主たる任職地とした虎岳山龍源寺（現在の地名で愛知県豊川市萩町に所在）を拝登し、資料等の調査を行った。そこで、同寺が所蔵する『龍源寺記』⁵を拝覧・撮影する許可を戴くことができた。今回の研究は、同文書に拠るところが大きい。書誌情報は以下の通りである。

一、巻数 一卷

一、料紙 楮紙

一、形態 卷子本

一、題目 參州萩寺龍源禪寺記

一、字数 全286行・各行約12〜13字

一、執筆日 寛保元年辛酉年（一七四一）孟秋穀旦（七

月吉日）

一、執筆者 撰津大道寺二世・天淳自性

一、所蔵者 虎岳山龍源寺

本書の「序」に相当する箇所を参照したところ、執筆の経緯は以下の通りであった。寛保元年の春、万光が龍海院（現在の地名で愛知県岡崎市明大寺町に所在）の住持であった雲門即道（玉洲海琳の法嗣、撰津大道寺三世・龍海院二〇世など、一六九一〜一七六五）⁶に書を托し、肥前甘露庵に隠棲していた天淳自性（嗣承不詳、撰津大道寺二世、一六七五〜？、寛保元年で七七歳）⁷に『龍源寺記』執筆を依頼したという。なお、この二人の関係など、経緯の詳細は後述する。そして、依頼する際、万光は雲門に、寺記の元になる略記と年譜を持たせており、それらを読んだ天淳は強い畏敬の念を抱き、自ら七七歳に及ぶ老体ではあったが、求めに応じて執筆したことを述べている。

内容は、以下の通りである。

序

開山（周鼎中易）伝記並びに開山由来

二世〜一世までの略記

一二世（悦元祖禪）年譜

一三世（万光道輝）年譜

奥書

開山である周鼎については、万光が見聞していた情報を集めたものと思われる。更に、一二世悦元は万光の受業師・本師であるが、その年譜を伝えている。そして、本文書の白眉と賞するべきは、万光自身の詳細なる年譜を載せていることだろう。七七歳で遷化した万光の六一歳までの記録ではあるが、従来判明していた諸学僧との交流からは窺い知れなかった、万光自身の生誕や参学の経緯なども全て判明した。

以下は、『龍源寺記』で明らかとなった万光自身の経歴を含め、諸事績を検討しておきたい。

三、万光道輝年譜

万光の事績は、寛保元年までであれば『龍源寺記』で理解可能である。よって、同文書と従来知られる事柄を組み

萬光道輝の研究（菅原）

合わせ、その経歴を年譜形式で見ておきたい。なお、西暦・和暦・年齢・事績（事績の出典）の順で挙げる。また、特に断りがない事績は『龍源寺記』を典拠としている。

一六八一年（延宝九） 一歳

八月一日に三河国宝飯郡東上村大高氏の第三子として生誕

一六八九年（元禄二） 九歳

同郡丹野村養円寺五世・悦元祖禪に投じて駆鳥となる

一六九〇年（元禄三） 一〇歳

一〇月五日に悦元を受業師として剃髪・出家

一六九七年（元禄一〇） 一七歳

悦元が養円寺を退董し龍源寺へ晋住

一七〇一年（元禄一四） 二一歳

美濃国上有知村善応寺で惟慧道定から具足大戒と重巖の別号を受く

一七〇九年（宝永六） 二九歳

龍源寺で直歳となる

萬光道輝の研究（菅原）

一七一〇年（宝永七） 三〇歳

三河国八幡村西明寺一二世・香水薫悟の下で首座就

位

同年

冬に龍源寺へ帰山し、悦元と円相について問答し、

その境涯を証明されて伝法

一七二一年（正徳元） 三二歳

八月二五日に永平寺へ出世の拝登（『永平寺住

山記』、『龍源寺記』）

一七二八年（享保三） 三八歳

二月に加賀大乘寺へ掛搭

同年 五月四日に大乘寺碧岩室にて（伝戒式）式本

を、当時の堂頭（三三三）・智灯照玄から拝受（『血

脈法式』序、『龍源寺記』）

同年 一〇月に病状が悪化した悦元に呼び戻される

同年 臘月一八日に悦元の命に依り龍源寺の席を継

ぐ。ただし、実際の晋山は翌年か（『龍源寺記』、

『血脈法式』序）

一七二〇年（享保五） 四〇歳

春に開山・周鼎親筆の戒譜三巻を得て書写し、龍源寺に安置（『血脈法式』序、『龍源寺記』）

同年 冬に結制を置き、随喜衆一三〇名。『瑩山清

規』「年中行事」を中心に旧弊を改め、叢林の風儀

を興す

一七二二年（享保七） 四二歳

八月に尾張乾坤院に輪住（二四〇世）（『乾坤院住山

記』、『龍源寺記』）

同年 中冬に尾張天沢寺にて川僧慧濟真筆の式本跋記

を拝調（『血脈法式』序）

同年 臘月一五日に乾坤院蔵鷺室にて『血脈法式』

序を記す（『血脈法式』序）

一七二三年（享保八） 四三歳

龍源寺へ帰山して以降、自ら戒師を勤めて多くの戒

弟を度し、龍源寺山内整備などを精力的に推進

一七三二年（享保一七） 五二歳

智灯照玄の幽棲地に三河渭信寺を供す（『鷹峰聯芳

系譜』中）

享保年中

永平寺に安居して道元『嗣書』を拝覧・書写（『室内三物秘弁』）

一七三七年（元文二） 五七歳

若狭空印寺で結制した面山瑞方を、東漸寺瑛石寬仙と共に助化。面山『自受用三昧』写本を借出、同年秋に京へ出版費用を送り、翌年正月に面山の序を得て開版流通（『永福面山和尚年譜』、『自受用三昧』）

同年 仲夏に『鷹峰卍山和尚広録』印版助縁のため、

華井寺智道・東漸寺瑛石と共に、金五百疋を献納（『鷹峰卍山和尚広録』卷三六募刻識語）

同年 永平寺孤雲閣にて道元『嗣書』拝覧（『万光和尚年譜』）

一七三九年（元文四） 五九歳

五月一四日に面山『正法眼蔵關邪訣』草稿本を龍源寺至休庵にて書写（万光自写『關邪訣』奥書）

同年 六月二〇日に至休庵にて『弁道話』の国字を校正（妙巖寺本・岸澤文庫本『弁道話』奥書）

一七四〇年（元文五） 六〇歳

永平寺四一世・義晃雄禅から「平紅帯并赤烏」を贈

萬光道輝の研究（菅原）

られる（『慈麟和尚語録』卷五）

一七四一年（寛保元） 六一歳

春に三河龍海院の雲門即道に書を托し、摂津大道寺二世・天淳自性に『龍源寺記』執筆を依頼、七月に成立

一七四四年（延享元） 六四歳

龍源寺を退董し微笑堂にて隠棲。後住は法嗣の宝園靈樹（龍源寺の伝承）

一七四五年（延享二） 六五歳

春王正月下流に道元真蹟「癸」字識語執筆（龍源寺所蔵「癸」字）

一七四六年（延享三） 六六歳

宝園靈樹が乾坤院に輪住（一六四世）（『乾坤院住山記』）

一七四八年（延享五） 六八歳

孟春に癡学を介して無隠道費に龍源寺『寺境十一題詩』を請い草稿成る（『十一題詩』跋文）

一七五〇年（寛延三） 七〇歳

五月に龍源寺饒益庵中で『弁道話』書写（妙巖寺本）

萬光道輝の研究（菅原）

『弁道話』奥書）

一七五三年（宝曆三） 七三歳

孟夏穀旦に龍源寺饒益庵中で『絵樂藏本高祖正法眼藏序』執筆（『絵樂藏本高祖正法眼藏序』）

一七五五年（宝曆五） 七五歳

八月九日に龍源寺饒益庵中で『弁道話』書写（岸澤文庫本『弁道話』奥書）

一七五七年（宝曆七） 七七歳 遷化（龍源寺の伝承）

以上の通りである。万光が若かりし頃から様々な学僧との知己を得て、徐々に宗乗や室内の参究を深めていった様子が理解できよう。以下には、事績の一事について検討を深めることで、その意義を解明したい。

四、万光道輝の事績の検討

①出家・参学と惟慧道定からの授戒

まず、万光が生まれた三河国宝飯郡東上村とは、現在の愛知県豊川市東上に該当する。龍源寺がある宝飯郡萩村からすれば東に十数キロ移動した場所ではあるが、東海道の

周辺で往来が盛んな地域でもあり、普段から交流があったことだろう。

幼い頃から出家の志を持っていたと『龍源寺記』に記されるように、九歳の時に同郡丹野村養円寺（現在の地名で愛知県蒲郡市相楽町に所在）五世であった悦元祖禪に参じた。最初は駆鳥の立場であったが、一年もすると正式に剃髪し、出家したという。なお、悦元に参じた理由は判明しないけれども、生家たる大高氏の関係があったものか。現段階では不明である。

また、万光一七歳の時に受業師・悦元は養円寺の本寺である龍源寺に一二世として普住するが、万光も随侍したであろう。

さて、万光自身の参学に最初の転機が訪れたと思われるのは、二一歳の時である。美濃国上有知村善応寺（現在の地名で岐阜県美濃市吉川町に所在）で戒師を勤めた惟慧道定（一六三四〜一七一三）に就いて具足大戒を受けたとある。惟慧は、洞門は勿論、黄檗宗諸師にも参じるなどし、戒学を中心に当代一流の学僧であった。主著といえるべきものは残されていないが、惟慧の法嗣・定高が編んだ『濃州

『徳嚴惟慧和尚年譜』を参照すると、戒会を修行すれば広く戒弟を集めたという。万光が参じたときの戒会について、惟慧の年譜¹⁰では、既に徳嚴寺（現在の地名で岐阜県関市に所在）に転住していた惟慧であったが、この当時の善応寺住持の結制に因み、請われて戒師を勤めたという。なお、『龍源寺記』で示す「具足大戒」が意味するものは不明だが、惟慧が槩門の『弘戒法儀』の影響を強く受けていたとすれば、宗門所伝の菩薩戒のみならず『四分律』に基づく二五〇戒を受けていた可能性もある。

惟慧は、当時の洞門僧侶が参じた師家の一人として知られており、万光自身その知己を得たことにより、戒学参究への道筋が開けたといえよう。

また、この時のことと思われるが、万光は惟慧から別号の「重嚴」を授与された。

②首座就位と永平寺での出世

三〇歳の時に八幡村西明寺（現在の地名で豊川市八幡町寺前に所在）一二世・香水薫悟の結制で首座を務めた万光は、同年後半に龍源寺に帰山すると、ある日、師の悦元と

「円相」について問答し、その境涯を認められ信衣を伝えられたという。なお、年譜でも一部の名前が出ていた近隣の五カ寺、現在は全て豊川市内となる妙嚴寺（豊川稲荷）・花井寺・東漸寺・西明寺、そして龍源寺は「五庄屋寺」とも呼ばれ、何かあればお互いに与力する関係であったという。伽藍法からすれば、前者二カ寺が遠江普濟寺（寒巖派）系統で、残る三カ寺は尾張乾坤院（太原派）系統となる。万光の年譜からは、これらの寺の住持と共に行動する様子が伝わるため、関係が特に深かったことが分かる。

さて、『龍源寺記』及び『永平寺住山記』によれば、正徳元年（一七一二）、万光三二歳の八月二五日に永平寺へ出世（瑞世）の拝登を行った。特に後者の記録によれば、三河龍泉寺に在住していた頃というが、龍泉寺はかつて宝飯郡萩村内に所在し、龍源寺三世中興の機応宗全が開いた一木庵がその由来とされ、万光在住時は平僧地であった¹¹。近年、廃寺となっている。なお、万光の出世は、永平寺の御正忌に重なっており、当時の永平寺貫首は三七世・石牛天梁（？〜一七一四）であった。

万光は後の享保年間に、永平寺で道元『嗣書』を書写

し、宝暦年間にも拝覧したと伝わるが、この出世の時に道元『嗣書』について知見を得たものか。万光の室内参究については、『血脈法式』との関係においても検討されるべきである。

③『血脈法式』について

現在の『曹洞宗全書』及び『続曹洞宗全書』において、万光の名前が主として載る文献が『血脈法式』（『続曹洞宗全書』「禪戒」所収）である。そして、「序」からは、万光自身の室内参究の様子が伝わるけれども、記載される順番からはかえって混乱を招く。よって、本論では『龍源寺記』による記録も含めて、万光の室内参究の経緯を明らかにしてみたい。

まず、既に前項において、万光が二一歳の時に惟慧道定の授戒会に随喜したことを示した。ただし、惟慧から授与された戒は声聞戒を含んだ可能性もあった。

そこで、万光の参究に更なる転機が訪れたのは、永平寺への出世の拝登と大乘寺への掛搭であったと思われる。

『龍源寺記』の記録も参照すると、三一歳で出世の拝登を

行った万光は、その後数年の事績が不明瞭ではあるが、三八歳の二月に加賀大乘寺へ掛搭している。同年五月に当時の堂頭・智灯照玄（三三世）から同寺碧岩室で式本（『仏祖正伝菩薩戒作法』）を拝受した。そして、その後、自ら龍源寺に晋山した翌年に当たる四〇歳の時に龍源寺開山の周鼎中易（？〜一五一九）親筆の式本を入手し、四二歳で乾坤院に輪住する前後で、同じ太源派に伝承される式本を数種拝覧するなど、万光の室内参究は進むこととなった。

その参究の意義は太源派、就中乾坤院の開山に勧請された川僧慧濟（一四一〇〜一四七五）に連なる祖師が伝授していた式本各種を集め、それを大乘寺で得ていた明峰派の式本と比較したことである。この作業の結果、各派やや異なっているものの、ほぼ同一の式本を保持していることを明らかにし、その更なる淵源に位置付けられる宗門開創期頃の様子が容易に想像できることになったことが成果といえる。具体的に『血脈法式』では、加賀大乘寺本に加え、肥後大慈寺本の奥書をも書き入れている。

併せて周鼎親筆の『略受戒儀』『伝戒図式』（上記二つが『血脈法式』相当か）と『教授戒文』を写し、装丁し直

すなどして龍源寺の寺宝にしたことの意義も大きい。この頃、月舟・卍山の法系・学系に連なる祖師の見解を見ていくと、月舟宗胡による禅戒会の再興を評価しつつ、それを可能にした式本が大乗寺に伝わることを誇示するが、それが峨山派でも可能であったことを意味する。

ところで、『血脈法式』の「授戒作法（『略受戒儀』か）」は現在まで伝わる『仏祖正伝菩薩戒作法』とほぼ同一となるが、留意されるべきは教授師が随喜しない作法だということである。本来、『仏祖正伝菩薩戒作法』は教授師が授道場で弟子相手に『教授戒文』を唱え、また正授道場では和尚（本師・戒師）による諸作法を手助けする役目を持つ。ところが、『血脈法式』の場合は和尚自ら『教授戒文』を唱え、諸作法の手助けも侍者が介添えする程度である（『仏祖正伝菩薩戒作法』でも侍者の介添えはある）。一応、末尾には教授師がいた場合に別様の進退があることを付記しているが、特例のような措置になっている。今一つは、和尚が蓮華台上に登った後で唱える歴代仏祖の宝号にも留意される。例えば、『道元』『嗣書』における歴代仏祖の呼称において、西天一二祖の馬鳴は「阿那菩提」と記載さ

れ、同じく二四祖の師子は「師子菩提」と記載されるなど、他には容易に見出せない特殊な呼称が見え、しかも道元『正法眼蔵』「仏祖」巻や、瑩山『伝光録』の古写本系の記載とも異なっていることが問題なのだが、『血脈法式』では両祖の著作の通りになっている。後述するように、道元『嗣書』を拝覧・書写したという万光は、この齟齬をどう会通させたのだろうか。

現在『続曹全』に収録される『血脈法式』の底本は、万光が加賀大乗寺に献納した写本である。献納の年次は不明だが、奥書には延享三年（万光六六歳）当時の大乗寺住持であった慈麟玄趾（一六九〇〜一七六四）が、本書の由来をごく簡単に記しているため、その年次を献納の時期と見るのが自然であろう。それから、書写・献納に至る動機の解明に資すると思われるのが、『血脈法式』の序である。それを見る限り、万光が「禅壇の戒」と称する宗門所伝の菩薩戒授受の儀軌については、正しく伝わらない者が、道元の戒法も知らず、他派の方法を無闇に取り入れていたことを、「自今、宝を外に求めず、自家禅壇の戒を興隆す」べきとして批判したのである。もし惟慧道定から受けた

「具足大戒」に声聞戒授与も行われたのであれば、それへの批判を含む可能性がある。

また、万仞道坦『洞上伝戒弁』の後半は、ほぼ万光の『血脈法式』と同じ作業を経つつ、万仞が拝覧した諸式本について言及しているが、その中には龍源寺室中の周鼎親筆本も含まれている¹⁴。これは、万仞と万光との交流を示すものであろう。

④道元『嗣書』拝覧・拝写について

万仞『室内三物秘弁』では、万光が永平寺に安居して道元『嗣書』を拝覧・拝写したと伝える。

享保年中、三州龍源万光和尚、永平寺に安居す。特願して高祖の嗣書を拝見書写し来たりて、余に示す¹⁵。

右記の通り万光による永平寺への安居、並びに拝見書写は享保年中と考えられる。しかし、三八歳で大乗寺に掛搭してからは、同年中に本師・悦元から龍源寺の後任に任じられるなどしたため、当然に自由な時間も無くなったと思われるが、後述するように若狭空印寺での面山の結制を助化したことも考えると、永平寺拝登・安居も可能だったの

かもしれない。

その上で、万光が永平寺に安居した「享保年間」としてまず考えられるのは、大乗寺掛搭前の享保元年から三年までの間であろう。ただし、その場合は後述するように『血脈法式』との記述が合わない。また、『宝積万仞老漢略年譜』を記した岸澤惟安（一八六五〜一九五五）は、万光が永平寺四一世・義晃雄禅（一六七一〜一七四〇）に参じて『嗣書』を得たという。義晃の永平寺晋住は享保二一年（一七三六、四月二一日で元文へ改元）であり、後述するように義晃が万光に贈り物をした記録が残るほど親しい間柄であったし、実際に永平寺へ安居した可能性も残るため、岸澤の指摘は合点がいく。また、この場合、瞎道本光が『室内聯灯秘訣』¹⁶で、自ら得た道元『嗣書』の由来が、龍源寺一四世・宝園靈樹からで、しかも、その際に義晃雄禅の「親繕写」とされる理由も理解できる。ただし、この時は万仞が万光について、道元『嗣書』を「拝見書写」してきたとする記述と合わない。不可解なのは、万光による道元『嗣書』の書写を挙げるのは万仞のみで、万光自身の『血脈法式』も『龍源寺記』も触れていない。ただし、享

保二一年のことであつたとすれば、当然に『血脈法式』では触れられない。『龍源寺記』の記述についても、義晃雄禅との交流から得たという程度であれば、わざわざ記載するまでもなかつたのかもしれない。

宗門における『嗣書』参究の歴史を改めて振り返ると、現在永平寺に所蔵される道元『嗣書』については、道元の古伝では一切論じられない。それこそ、『正法眼蔵』『嗣書』巻も、その影響を大きく受けている瑩山紹瑾『伝光録』(第五十一祖章)までもが触れないのである。しかし、江戸元禄期の宗統復古運動を推進した卍山道白も梅峰竺信も、共に道元『嗣書』の存在に自著で言及した(卍山『洞門衣衲集』「対客二筆」¹⁷、梅峰『林丘客話(上)』¹⁸)。特に卍山は、永平寺で所蔵する道元『嗣書』の他に、『授理観戒脈』の存在を同じ明峰派となる無得良悟(一六五一〜一七四二)から聞いたとも記録している(『洞門衣衲集』「対客二筆」)。つまり、学僧達のネットワークの中では、永平寺に所蔵する室内三物関連文書に興味を持たれていたのだが、その関心が実際の拝覽・書写にまで至った記録は、面山¹⁹や万光が早い。万仞や晴道への影響を考えれば、本論

萬光道輝の研究(菅原)

冒頭で指摘したように、万光を宗門の室内参究における先駆者と評することができよう。

ところで、万光が万仞に対し、道元『嗣書』を示した機会が知られない。先に挙げた「享保年間」とは万光の永平寺安居期間ではあるが、万仞との相見を示すとは限らないためである。『室内三物秘弁』²⁰については、『曹全』本の跋文は一七六三年(宝暦一三)であるが、『室内三物秘弁』を校訂した岸澤惟安によれば、宝暦八年以前の稿本を見ているという。しかし、それでも万光遷化前後の頃であるから、実際に万光から道元『嗣書』の提供を受けたのは、万仞の三河国内寺院住職期間であつたと考えられる程度で、それ以上のことは現段階で定めることはできない。

また『万光和尚年譜』では元文二年(一七三七)に永平寺孤雲閣で道元『嗣書』を拝覧したと伝える。今後同『年譜』の確認を通して、更に事実関係の確定を行いたい。

⑤智灯照玄と涓信寺

万光の学僧との繋がりを検討する中で、大乘寺三三世(数え方で三一世とも)の智灯照玄(一六六五〜一七三

九）との関係は、重視されるべきである。智灯は享保元年（一七一六）に大乘寺へ入り、翌年の三月に開堂した。なお、大乘寺流布本系統『洞谷記』は、開堂の翌年に重輯・筆写されたものである。そして、開堂から一三年して退院した（『大乘聯芳志』の記載²¹）。その後、信州巖船に玉泉院（現在の地名で長野県佐久市春日に所在）を開くなどしたが、享保一七年に三河涓信寺（現在の地名で愛知県岡崎市かみそぶみちやう上衣文町に所在、「ソブミ観音」の名で知られる）を開いた。その経緯は『鷹峰聯芳系譜』中巻が以下の通りに伝える。

壬子歲、參州龍源萬光公、涓信寺を以て師の幽棲に充つ。師、時に古稀に登るも、結制の道聚、衆、千指を過ぐ。²²

壬子歳が享保一七年であるため、その年に万光が智灯を涓信寺に招いたことや、智灯が入るや各地から多くの僧侶が涓信寺に参集した様子も伝わる。『大乘聯芳志』が「黄梅を開く」とすることから、一部で黄梅院と誤記する記事もあるが、黄梅は涓信寺の山号である。なお、本論執筆に因み涓信寺も調査したが、明治年間に祝融に遇い、当初の

場所から現在地へ数百メートル移動するなど、万光による智灯招請の詳細は判明しなかった。しかし、その理由を推測すれば、大乘寺伝来の式本を授与されたのが当時の堂頭である智灯からであったため、恩義に報いたと考えるのが自然である。そして、涓信寺本来の寺基には智灯の開山塔を始め、歴任の墓所が残され、当時を偲ぶことができる。特に開山塔脇に立つ「血脈授与供養塔」は、智灯が生涯の間に『血脈』を授与した戒弟の人数を「眞俗都一萬百三十九」と記し、熱心に戒会を開いた様子を伝える。

なお、大乘寺の歴任が開いたため、涓信寺の本寺は大乘寺であるが、遠方のため、普段の付き合いは開山の経緯から龍源寺を本所としていたようである。更に本尊は加賀藩の藩祖・前田利家所持の観音像とされ、寺の伝承では智灯によって伝えられたものという。

また、涓信寺の歴任を見ると、智灯遷化後は、智灯の法嗣が一〇世まで次々に住持として入ったことが知られる。その様子の一端を知るために、智灯の法嗣で涓信寺と大乘寺の両方に住持した者について『大乘聯芳志』を参照すると、涓信寺四世・逆水洞流（一六八四〜一七六六）が寛延

元〓三年（一七四八〓五〇）の間のみ住して大乘寺三八世として転住し、同五世・大暁高鈞（一六九六〓一七六一）は寛延三年〓宝曆三年（一七五〇〓五三）の間のみ住して長戸功山寺（現在の地名で山口県下関市長府に所在）一八世として転住した。また、その後も同じ卍山派法類で各種禪籍開版でも知られる宜黙玄契（慈麟玄趾の法嗣）が一五世に入るなどしている。智灯の法嗣は短い期間に次へと転住しているが、明らかに同地において卍山派（明峰派）が入る寺院として位置付けられたことは理解できよう。

⑥面山瑞方との関わり

——『自受用三昧』と『正法眼蔵闢邪訣』

若狭小浜の空印寺住持であった面山瑞方（一六八三〓一七六九）が、本寺の三河龍溪院（現在の地名で愛知県岡崎市桑原町に所在）の輪住として晋山したのは享保二〇年（一七三五）八月三日であった²³。

開堂した後、同年中に遠江可睡齋を訪れた。また、翌年には龍溪院の本寺遠江大洞院で厳修された同院二代・如仲天閻の三〇〇年忌に随喜して法語を奉り、同年中に龍溪院

萬光道輝の研究（菅原）

開山・茂林芝繁の二五〇年忌を営んだ際には、門末寺院が集まるなどし、東海地方の太源派内にその存在感を示した。そして、元文元年八月（享保は四月二八日で元文に改元）中に輪住の役目を終えて空印寺へ歸寺した。

面山は歸寺翌年の元文二年（一七三五）夏に空印寺で結制を置き、同寺で知客を務めていた龍河を首座として招いた。しかも、この時に『洞上僧堂清規行法鈔』を実際に用いたという。なお、面山はこの結制に先だつて、僧堂を持つていた龍溪院で進退を試したと伝える²⁴。そして、空印寺での面山の結制を助力したのが、万光であった。

師、五十五歳、此の夏、結制し、龍河知客を請して首座に充つ。始めて僧堂清規を行ず。參州東漸寺覺仙力生・同龍源寺万光力生、來会して助化す。夏中に弁道話を開示す。両禪師感激し、毎夜永祖の正宗を請益す。二師、自受用三昧の写本を借り、之を看る。両師、深旨に透徹して、再び之を写す。且つ、印刻して一派に流布せんことを願う。師、許さず。解制に及んで告暇するも、頻りに之を願う。師、之を諾す。秋に至り、參州より二師、淨貨を京師に贈り、印版成る。

師に新本二十部を贈り、之を謝す。⁽²⁵⁾

このように、万光にとつて面山の結制を助化したことは、自身の宗乗参究という観点からも、多くの益を得た快事であった。しかも、それは事理両面に及んだものと思われる。万光は既に自らの結制において『瑩山清規』に基づき叢林の風儀を改めるなど、古軌復古に志を抱く人であったため、面山の『弁道話』の意義や価値は強く理解できたものと思う。更に、『弁道話』の開示を経て毎夜のように永平道元の宗旨を尋ね、『自受用三昧』草稿を拝覧したことにより、坐禅の宗旨を信解したことも確実である。これは、後述するように、晩年、法嗣に対して『普勸坐禅儀』『弁道話』を読むことを訓誡するという形で結実したのである。なお、『自受用三昧』刊行は同書末尾の一節も参照されるべきである。

今夏參州ヨリ知己ノ尊宿一兩人來リテ助化ス、コノ法語ヲ電覽シテ印刻流通ヲススムユヘニ法語ノ末ニ祖師ノ訓誨ヲ集メ、附シテ并セテ在俗男女ノ辨道ニ便リスルモノナリ、于時元文二年丁巳蘭秋二十八日

若州空印主人方杜多識⁽²⁶⁾

こちらでは名前が知られなかったが、『面山年譜』の記載から、尊宿一兩人とは東漸寺覚仙と万光を指す。しかも、「知己ノ」とあるため、面山が三河龍溪院に輪住で越いたときに、二人と相見したことも推定できよう。二人の想いからすれば、せっかく縁を得たものの面山は忙しく若狭に帰ってしまった。そこで追い掛けるように空印寺にまで行き、結制を助化して宗乗を参究する姿は、その求法の念の深さを示すものである。

更に、万光の求法の念は『正法眼蔵』参究にまで及んだ。現在、『菟書大成』巻二〇には万光自写とされる面山『正法眼蔵關邪訣』草稿本を収録する。本書成立の経緯は、『菟書大成』巻二〇の解題⁽²⁷⁾に詳しいため、参照されたい。なお、本書草稿本の奥書から万光自写と知られるため、翻刻しておきたい。

此本何以不許公覽不及流布則未脱稿且守株逐鹿者多而逞邪義枉見故秘在耳予看過龍河長老之本於行李中懇望無極再三馳書於若州贈輸一本而許与般若林共看其復書曰此書元來無心寫于天桂為明正法眼蔵之源委且吾信

用開山祖師家訓者多年不惜而述之考正後須粹行也老納
不忍俟粹行頻繕寫于至休庵秘之昔日拜寫正法眼藏拾遺
分之篋中云于旨

元文三年龍在亡未五月十四日柏樹林重巖老衲自筆²⁸⁾

まず、署名について、当初は理解できなかったが、『龍源寺記』から「重巖」が万光の別号であることが判明したため、この一冊が万光自写であると確定できる。柏樹林とは、万光の別号の一つとも伝わるが、右記文章中に見える「般若林」が東漸寺の別号（具体的には瑛石覚仙を指す）であることに鑑み、龍源寺の別号である可能性も指摘しておきたい（ただし、柏樹林の別号は現在の同寺には伝わらない）。

なお、この一節から、以下の三つのことが理解できる。
一つは、万光は宗乗の参究に及んで、東漸寺（般若林）の一六世・瑛石覚仙と行動を共にしたことである。更にこの頃、卍山の語録『鷹峰卍山和尚広録』巻三六の印版助縁のため、万光は覚仙と、華井寺九世・大安智道と共に、金五百疋を献納したことも知られる。既に龍源寺と東漸寺、あるいは花（華）井寺との関係の深さは指摘した通りであ

萬光道輝の研究（菅原）

る。二つは、万光自身が書写した『正法眼藏』が存在したことである。筆者は現段階で未見であるが、今後の調査を俟ちたい。『絵葉藏本高祖正法眼藏序』を見る限り、卍山本（八九巻本）であったかと思われる。なお、瑛石覚仙にも東漸寺本『正法眼藏』（七五巻本）書写の勝躰が伝わる。²⁹⁾
三つは、先に挙げた『自受用三昧』に続いて、『正法眼藏關邪訣』についても流布を希望していたことである。万光は後年、天淳自性や無隱道費などと縁を繋ぎ、『龍源寺記』や『寺境十一題詩』などの執筆を依頼するに至るが、面山との交流から、人に依頼して書いて貰う方法を積極的に採るに至った可能性を指摘したい。

また、至休庵については龍源寺山内の居室や塔頭に該当すると思われるが、詳細は不明である。

⑦永平寺四一世・義晃雄禅との関わり

既に万光による道元『嗣書』入手の件で、永平寺四一世・義晃雄禅との繋がりを指摘したが、もう一つ伝わる事績がある。これは、大乘寺三七世・慈麟玄趾の『慈麟和尚語録』巻五「記」に収める「龍源（原文で）暉公平紅帯記」に

見える一事である。なお、慈麟は享保一六年（一七三一）から紀伊林泉寺（現在の地名で和歌山県和歌山市畑屋敷に所在）の住持であったが、翌年から尾張乾坤院の輪住（一五〇世）を務めた。享保一八年春に遠江大洞院を拝登し、三月には涓信寺の智灯を訊ねたことが知られる（『慈麟和尚乾坤録』）。万光とはその時に知己となったものと思われる。現段階でこの一事の内容の詳細については、知見が及ばなかったため、まずは全文を訓読し、今後の調査を俟ちたい。

龍源暉公平紅帯記

凡そ物の微と雖も人に因りて以て貴ぶ。蓋し其の物を視るに、則ち其の人の風采を想うなり。之を擬するに伝神写照も亦た可なり。

永平故東堂雄禪禪師、嘗て化を戢むるに臨んで、顧命して平紅帯并赤烏を以て、前任龍源万光暉公に贈るを見て云く、是れ住（往か？）年闕を詣でる恩に謝するの日、親佩服の所のものなり。而今、我疾病なり。將に葉すべからず。請うらくは此の物を以て暉公に筐せよ、と。

暉公、其の寵貺を拝し、且（且か？）感且驩して珍蔵什襲し、將に以て永く山門に鎮せんとす。暉公、数しば价して予に其の顛末を勅して之の記を為せんことを徴む。

嗚呼、禪師と暉公に於いてをや、交わりの形骸の外神の道契、則ち世間の勢利の交際と日と同じくして語るべからず。将来、此の物を觀するに両翁の道義の相、尚お此の如きものを感じることに有るを俾く。則ち未だ記すこと無くんばあるべからず。是に於いてか、之を記す。

禪師の名、義晃。雄禪、其の字なり。初め野の大中に住し、後に鈞旨を奉じて、升りて永平に住す。敕特覺性円満禪師の号を賜う。³³

まず、この一事については、慈麟玄趾が直接居合わせたわけではなく、万光がこの記録を文章にしてくれることを望み、その求めに応じて書かれたことが分かる。また、義晃が「化を戢むるに臨んで」とあるため、自らの臨終の場において、遺物として「平紅帯并赤烏」を万光相手に贈ったのである。万光は非常に感激し、その後、龍源寺の寺宝

にした様子を伝える。

以上の内容から、義晃が万光に「平紅帯并赤烏（紅い帯と赤いくつ）」を贈った時期は、一七四〇年義晃（七〇歳）の臨終時であったが、ちょうどこの時、万光は六〇歳であり、贈られた物の色が「赤」であったことから、遺物でもあり還暦の祝いの品でもあったのだろう。本来は義晃が身に着けていたものであったが、付き合いが深かった万光相手に、還暦に因んだ更なる法臘の延長を祈念しつつ贈った物であると判断するのが妥当である。二人の交流は、先に挙げた道元『嗣書』の事績以上のことは、現段階では知られないが、若い時分から何らかの交際があったことも考えられる。

また、この「記」において慈麟は万光のことを「前任龍源」としているが、これは万光へ義晃からの遺物が贈られた時期ではなく、万光が龍源寺を退董した一七四四年（延享元）以降に慈麟が記録したことを示すと推定される。

⑧ 『龍源寺記』と『寺境十一題詩』

既に前項で、万光が慈麟玄趾に対して、自らの事績の一

萬光道輝の研究（菅原）

部を記録してくれるように依頼したことを指摘したが、同じような行いとして理解できるのが、『龍源寺記』と『寺境十一題詩』の執筆依頼であろう。

『龍源寺記』は既に解題を挙げたけれども、改めて執筆依頼の経緯を検討してみたい。まず、著者の天淳自性については、その嗣承などは知られないが、『龍源寺記』の記録から、今回、生年のみは判明した。また、独庵玄光（一六三〇〜一六九八）が晩年に開いた撰津大道寺の二世となっている。何故、万光から玉洲に依頼がなされたかといえば、仲介した雲門即道が、岡崎龍海院の住持であったことが大きいといえよう。

天淳は雲門の本師である玉洲海琳（岡崎龍海院一八世・長戸大寧寺三〇世、一六六九〜一七二九）について『大寧三十世玉洲海琳禪師塔銘並序』を享保一五年に撰している³⁴。そして、経緯については天淳が、「頃に撰津大道寺主即道長老なる者有り。書を予に寄せて、予に此の師の塔の銘を請う³⁵」と著す通り、玉洲の法嗣・雲門から依頼されたものであった。

なお、天淳と雲門の関係についてだが、『大和州吉野郡

靈鷲山世尊寺重新開祖雲門禪師碑并銘⁽³⁶⁾を参照すると、肥前州西川（現在の佐賀県佐賀市川副町付近とも思われるが不明）の生まれとされる雲門は、幼少の頃から道心篤く父母に出家を願ひ、一一歳の時に、玉林寺（現在の佐賀県佐賀市内）内に帰郷していた天淳自性を受業師として出家得度（この時は沙弥か）した。一五歳の時に天淳から得戒し、そのまま待して京に上り、摂津大道寺でも修行を行い、二六歳で大道寺の監寺を任された。しかし、その五年後に当たる享保六年（一七二二）、自らの修行の至らなさを痛感して岡崎龍海院へ掛搭した。当時の龍海院は享保元年から玉洲海琳⁽³⁷⁾が住持として入っており、ここで雲門は本師と仰ぐことになる玉洲に就いたことを意味する。玉洲は享保八年（一七二三）に龍海院を退き、同年秋に本師・無得良悟の命により長戸大寧寺に住し、享保一二年（一七二七）に玉洲は雲門を同年冬安居の首座に充てた。翌年春に解制した後、雲門は荒廃していた摂津大道寺の三世として入り、同年秋に永平寺にて出世した。出世の翌年、享保一四年（一七二九）に玉洲は遷化し、雲門はこの機会に天淳から玉洲の塔銘を撰してもらったことになる。その後、雲

門はしばらく大道寺にいたようだが、五〇歳（寛保元年「二七四二」）の時に龍海院二〇世として入り、四年後には遠江大洞院に輪住で上り、同院で開堂した時には遠江のみならず隣州からも僧侶五〇〇人が集まったという。

以上のことから、万光が雲門を介して『龍源寺記』の執筆を天淳に頼んだのは、雲門が龍海院に入って間もない頃であったことが分かる。しかし、元々雲門は龍海院で修行していたのであり、万光とは知己であったものか。しかも、おそらく万光は雲門が玉洲のために、天淳から塔銘を書いて貰ったことを知った上で依頼したとも考えられ、万光は玉洲や雲門といった龍海院の歴住と親しくしていたのであろう。

そしてこれは、龍源寺『寺境十一題詩』⁽³⁸⁾（以下、『十一題詩』と略記）の依頼にも関わることである。『十一題詩』とは龍源寺山内の奇境一一箇所（春日廟・盤石橋・妙経塔・白華井・鋤斧峰・一木塙・向陽峰・歛喜巖・降龍池・箕面瀑・隠虎洞）について、延享五年（一七四八）に無隠道費（一六八八〜一七五六）に詠頌してもらったものである。この奇境一一箇所は、開山・周鼎に由来するものもあ

れば、万光自身に係るものもある。その意味では、『龍源寺記』同様に、それまでの龍源寺の伝統を総括する目的があったと見るべきであろう。

なお、詠頌する経緯を、無隠は以下のように述べる。

三河龍源万光和尚、因みに余の友癡学禪師、見を以て、其の寺境十一題詩を請う。余、素より物を詠じ、且つ未だ其の地を踏まざるに、其の景を賞すること能わざるなり。得然すべからざれば、辞するも、之に復す。將に遠意を負い、遂に題を追うて、想像して以て此の詩を賦贈す。皆代の和尚に羞ず。

素直に読めば、自ら訪れたこともない龍源寺の奇境を詠むことについて、一度は固辞したものの、万光から再三に依頼され、歴代の住持に対して恥じ入りながらも詠んだ経緯が伝わってくる。なお、ここで万光が仲介を依頼したのは無隠の友人であった癡学とある。この癡学について、上記内容からのみでは分からなかったが、『龍源寺記』の経緯を調べている間に、癡学とは龍海院一九世の絶方癡学のことであると思に至った。龍海院では一八世の玉洲が享保八年（一七二三）に退董し、後住に入ったのが法嗣の絶方

萬光道輝の研究（菅原）

癡学であった。先に見た通り、寛保元年（一七四一）には二〇世雲門が入っているため、それまでに退董したものとされる。玉洲と無隠はともに無得良悟の法嗣であるから、癡学からすれば法叔に当たるのが無隠であった。ただし、無隠が癡学を「友」と記すからには、年齢などを超えた法友だったのだろう。

そして、癡学は龍海院を退いた後も、三河国内にいたと思われる（おそらくは龍海院と同じ岡崎市に所在する宝福寺の再興事業などを進めたものか）ため、万光から依頼され、無隠との間を仲介したのだろう。無隠は、遺された語録や詩集（『無孔笛』など）からも、詠頌に秀でた人であったと評される。

上來確認したように、万光が『龍源寺記』や『十一題詩』を依頼できたのは、岡崎龍海院歴住との交流があったためだと思われる。依頼された天淳や無隠は、万光との面識がなく、龍源寺を参詣したこともないためか、やや面食らっている印象も得るが、かの面山に対しても臆することなく自らの希望を通した万光は、諸学僧との付き合い方に、自らの流儀を持った人だったことは想像に難くない。

なお、『龍源寺記』と『十一題詩』が成立する間となる延享元年（一七四四）に、万光は龍源寺を退き微笑堂に入った。機会としては、山内の三門落成を期してのものだったと同寺では伝える。後住は、法嗣の宝園靈樹である。宝園もまた、晴道本光との繋がりがあったことは既に判明しており、本師万光同様に各地の学僧と関わりを持ったものと思われる。

⑨『弁道話』の書写と徒弟への訓誡

万光晩年の事績として知られるのが、『弁道話』の書写である。現在、万光書写の『弁道話』は、愛知県豊川市の妙厳寺（豊川稲荷）と静岡県旭伝院岸澤文庫にそれぞれ収蔵される。なお、共に影印が『蒐書大成』『続輯二』に収録され、各写本の奥書をまとめた解題³⁹に詳しく経緯が示されるため、それを承けつつ本項をまとめた。

まず、万光自身が『弁道話』の原本を入手した時期は知られないが、尾張乾徳寺（現在の地名で愛知県名古屋市中区新栄に所在）三世中興の洞雲祖確（一七三一年没）が、大乘寺所蔵の『弁道話』を同寺侍者寮にて、延宝六年（一

六七八）に書写したものが底本である。洞雲は月舟宗胡の法嗣であり、侍者であった。乾徳寺に入ったのは元禄年間とも伝わる。既到大乗寺への掛搭に及んでいた万光は、その過程で洞雲のことを知ったものか。ただし、底本の書写は面山による『弁道話』開示を受けた元文二年（一七三七）から、自ら国字校正を行った元文四年までの間とも思われる。

両写本の書写時期は、先に書写された妙厳寺本が寛延三年（一七五〇）五月、万光が七〇歳の時に嗣子・派喬歛枝（後に龍源寺一八世、寛政二年「一八〇〇」没⁴⁰）に授けたものであり、場所は饒益庵であった。岸澤文庫本は宝暦五年（一七五五）八月九日に小徒・寛良（経歴等不詳）に授けたもので、こちらも饒益庵での書写である。この饒益庵は現存しないが、寺内の伝承では、万光が先師・悦元の『喪記』を編み、饒益堂に納めたという。その意味では、開山堂が先師の塔頭などを意味していた可能性があるといえる。

また、万光書写『弁道話』で妙厳寺本・岸澤文庫本に共通しているのは、冒頭に「雲孫道輝国字校正」と署名され

ることと、先に挙げた洞雲書写の奥書、そして万光自身が
種(萩) 山東嶺之至休庵(龍源寺山内に所在か、先に挙げ
た『關邪訣』書写の記事も参照のこと)で元文四年六月二
〇日に国字の校正を行ったことを伝えるものである。

両写本間の相違点だが、後者の岸澤文庫本は寛良に授け
ることと万光自身の署名、そして花押が記されるのみだと
いうことである。ただし、この花押があることから、
寛良への伝法を証明するものとして、『弁道話』を授与し
た可能性が指摘されている。一方で妙巖寺本は末尾に明峰
素哲が建武三年(一三三六)正月一五日に、法嗣の祇陀大
智の求めに応じて書き与えた仮名法語と、万光自身が派喬
に対して示した訓誡を収録する。特にこの訓誡は、「道輝
の宗乘眼の確かさ」⁽⁴⁾が窺えるものと評される。そこで、
『菟書大成』「続輯二」の影印を、解題の《参考》に収めら
れる翻刻文を参考にしながら引用し、改めて万光による宗
乗参究の成果を仰いでおきたい。

予が随徒派喬飛さしくこ乃辨道話を行持せんことを
古ひ祢可ひて妙劉休隱舜山和尚をたの三秘書本の
模様尔製しなし予が机上に楚なふるをもて

萬光道輝の研究(菅原)

五六日にしてかきを者り志めしてい者く 高祖
大師嘉祿中尔普勸坐禅儀を製して坐禅乃

儀規をくしへ堂もふこと者慈覺大師の坐禅儀い満堂
真義にかな者佐るところある尔よりてその述作を改正し
たもふ普勸坐禅儀な里普勸のこく路を者可るに證上の
修なるゆへ尔初心の辨道春な八ち本證の全體なり直
指の本證なれ八証尔き八なく証上の修なれ八修尔者志
めなし佛の坐禅几夫の坐禅ふたつある尔あらさ類於
もてこのく尔く飛ろめんことをふ可くおぼしめし國語於
もて辨道話を製述なさしめたまふ大慈大悲を児孫
としてをろ可尔春へけんやこ連によ連八三根坐禅儀規
も他派のをしへとおも者へてとりがたし満してい満八
根気相應と城郭をか満へ者や佐とりを得させ接得春類
をやお本可多八無想天の迷立尔て満よひの者な者多しき
もの可とて高祖の普勸坐禅儀この辨道話を師とも
友ともなして朝夕にこく路可け得道せは千里萬里なり
とも長安大道に尔してゆきや春可らんものな里か
なら寸しも邪路尔おつることな可れ穴賢

以上の内容から、万光は道元『普勸坐禅儀』述作に關す

る「撰述由来」なども熟知しており、本証妙修にして生仏一体の坐禅などを明らかに強調している。既に紹介したように、これは面山から『弁道話』の開示を承け、更に『自受用三昧』開版の事業を進めた過程で、自ずと体得されたものだったといえよう。思量分別を絶した直証菩提の坐禅においては、衆生の機根を分別した坐禅法を示す伝・瑩山撰『三根坐禅説』ですら、他派の坐禅に見えるという見解は至極妥当である。しかも、この時代に、「はやさとり（速疾悟り）」を得させる接得をしていた者を批判しつつ、万光は派喬に対し、道元『普勸坐禅儀』『弁道話』を師とも友ともして日夜弁道に励むよう説き、邪路に落ちることがないようにと訓誡したのであった。

先に挙げた面山の年譜で、万光が『自受用三昧』を読んだ際、「深旨に透徹」したと評されているが、右の訓誡はまさに、面山が本師・損翁宗益から受け嗣ぎ鼓吹した永平正宗の坐禅の宗旨を、万光もまた過不足なく発露したものと見えよう。

五、万光と関わりがあった学僧

本論の結論に代えて、改めて龍源寺一三世・萬光道輝が交流を持った学僧達を生年の順番で列挙し、整理しておきたい。なお、寺院は本論で特に必要を思われる一カ寺のみを挙げている。

- ・ 惟慧道定（善応寺 二世、一六三四〜一七一三）
- ・ 智灯照玄（大乘寺三三世、一六六五〜一七三九）
- ・ 義晃雄禅（永平寺四一世、一六七一〜一七四〇）
- ・ 天淳自性（大道寺 二世、一六七五〜？、寛保元年で七七歳）

- ・ 萬光道輝（龍源寺一三世、一六八一〜一七五七）
- ・ 面山瑞方（空印寺一四世、一六八三〜一七六九）
- ・ 無隱道費（大寧寺三三世、一六八八〜一七五六）
- ・ 慈麟玄趾（大乘寺三七世、一六九〇〜一七六四）
- ・ 雲門即道（龍海院二〇世、一六九一〜一七六五）
- ・ 万切道坦（萬福寺 開山、一六九八〜一七六五）

年代的に万光は面山とほぼ同時代といえるけれども、その前後の年代の学僧を含め、まさに錚々たる顔ぶれと交流

したというべきであろう。また、これは直接の関わりが確認できた場合であって、間接的な場合も含めると更に広範に及ぶ。

そして、何故、このような交流の機会を得たかを考えてみれば、まずは万光自身が置かれた法系を挙げることができよう。中世曹洞宗で傑出した学僧と言って良い川僧慧済の法系に連なる自覚は、室内参究を通して強まったと思われ、これが求法の念へと深まったのだろう。ついで、自ら大乘寺や永平寺などへ趣いて学ぶ志の高さや行動力も評されるべきであろうし、近隣の東漸寺瑛石覚仙の存在も大きい。共に面山の結制を助化するために若狭小浜まで赴き、『弁道話』の開示を承けるなどし、二人共に『正法眼蔵』の書写を通じた参究も進めている。そして、『龍源寺記』や『十一題詩』に見るように、岡崎龍海院の住持を介し、様々な学僧へ自らの望みを依頼する押し強さも感じられるが、だからこそ後世にまで残る様々な事績が生み出されたいといえる。

このように述べると、当世で有名だった学僧との、華々しい交際にのみ注目が集まるが、万光は自坊龍源寺の整備

萬光道輝の研究（菅原）

にも余念がなかった。本論では割愛してしまったものの、先師・悦元同様に寺内整備に尽力し、その対象はほぼ寺内全域に及ぶと言って良い。だからこそ『龍源寺記』や『十一題詩』作成依頼であったと思われる。

更には、自らの弟子達に、永平正宗の妙旨を伝えるべく、『普勸坐禅儀』『弁道話』に依拠した正伝の坐禅を訓誡していることから、学僧達との交流は、万光自身の坐禅に裏打ちされた護法の念が長じたものと評することもできよう。

まさに、現代にまで永平の宗旨が伝わったのは、各地域において衆生を教化し、門弟を接得した万光の如き宗侶の尽力によるものであったと、改めて筆者自身感銘を受けるに至ったことを記すものである。

また、本論では十分に論じきれない事項は別の機会に検討を深めたいと願っている。

註

(一) 広範に近世洞門学僧の事績を明らかにした『道元思想のあゆみ』3においても、万光については収録されなかった。

萬光道輝の研究（菅原）

- (2) 『曹全』「室中」一四四頁下段
 - (3) 菅原二〇一六を参照されたい。
 - (4) 岸澤惟安は『宝積万侶老漢略年譜』の「享保十七壬子年」項において、万侶と万光の交わりを指摘し、その中で「三物祕辨の著は萬光和尚に負ふところ多し」（『僧伝集成』八〇二頁下段）と評している。
 - (5) 『龍源寺記』については、『音羽町史』「第5篇 神社・寺院」の「龍源寺」項（五六三頁）において一文のみ引用されたことがあるが、今回、改めて詳細な研究を進めたものである。そして、本論執筆中に本書写本と思われる『參州萩山龍源寺記』が北野天満宮に所蔵されている情報を得た。「萩山」とは龍源寺の古名とも伝えるから、龍源寺所蔵本との名称の僅かな相違は問題にはならない。また、伊豆修禪寺に万光自筆『万光和尚年譜』も所蔵されていることも確認（『曹洞宗文化財調査目録解題集8』四三三頁）した。残念ながら本論発表時において、両本ともに未だ内容を見るに至っていないが、今後確認できたならば、本書との対照研究も行いたいと願っている。
 - (6) 雲門即道については、『雲門即道禪師語録』（二巻）と、法嗣の大樹志玄が編んだ『拾遺雲門即道禪師語録』があることが知られている。更に、『僧伝集成』には但馬大聖庵・慧閑棲智撰『大和州吉野郡靈鷲山世尊寺重新開祖雲門禪師碑并銘』（『雲門即道禪師語録』所収）及び「和州靈鷲山沙門即道
- 伝」（『統日本高僧伝』巻七所収）を収録している。なお、雲門の世寿について、『雲門禪師碑并銘』の記載にはやや混乱が見られるが、本論では本文の事績を採って一六九一年生で一七六五年没とした。
 - (7) 天淳自性については、『玉洲海琳禪師語録』に対する解題（曹全）「解題一四八七頁上・中段」でも事績に触れられることはなかったが、『龍源寺記』の記載から生年が判明した。なお、『龍源寺記』では「肥州甘露庵」とあって、肥前・肥後の区別が付かなかったが、『大寧三十世玉洲海琳禪師塔銘並序』では「肥前州甘露庵主」（『統曹全』「語録一」六二二頁上段）と署名しており、また、雲門と出会ったのが故郷に所在する肥前玉林寺（現在の地名で佐賀県佐賀市大和町に所在）であったことから、甘露庵も現在の佐賀県佐賀市内に所在したものと思われる。
 - (8) 『永平寺住山記』巻二・三
 - (9) 『龍源寺記』の記載では、三八歳の臘月に龍源寺の席を継いだことを示すが、同文書において開山・周鼎の式本を得たことは、四〇歳の時とする。そして、『血脈法式』では式本を得たことについて、「輝、也た進院の明春、之を他家に得る」とあるため、三八歳の年末に龍源寺を譲られたものの、実際の進院（晋山）は翌年と推定した。
 - (10) 『曹全』「史伝（下）」四三二頁下段
 - (11) 菅原二〇一八を参照されたい。

- (12) 『延享度曹洞宗寺院本末帳』六一〇頁上段
 (13) 『曹全』「室中」一四四頁下段
 (14) 『曹全』「室中」一二二頁下段
 (15) 『曹全』「室中」八六頁下段／八七頁上段
 (16) 菅原二〇一六を参照されたい。
 (17) 『続曹全』「禪戒」一二五頁下段
 (18) 『曹全』「禪戒」四三九頁下段
 (19) 『永福面山和尚年譜』「享保一五年項」、『曹全』「語録三」八二八頁上段
 (20) 角田泰隆「万仞」(『道元思想のあゆみ』3所収)の年譜を参照すれば、万仞道坦の三河国内寺院での住持は、概ね二期に分けられる。一期目は四五〜四七歳までの長円寺(現在の地名で愛知県西尾市貝吹町に所在、月舟宗胡が二世として入ったことや、長円寺本『正法眼蔵随聞記』などで知られる)住持の期間である。その後、一時的に萬福寺(現在の地名で愛知県岡崎市保久町に所在)を開くことになったが、伽藍が調わなかったのか肥前秦智寺に進み、二期目として五四〜五九歳の間は萬福寺へ住し、その後上野宝積寺へ転住して三河を離れた。なお、寺院間の距離や関係からすれば、どちらの期間でも万光との関わりを得ることが可能である。

- (21) 『僧伝集成』五三七頁下段
 (22) 『僧伝集成』五三七頁上段
 (23) 面山による龍溪院輪住の経緯は、『永福面山和尚年譜』

萬光道輝の研究(菅原)

- 「享保二〇年項」から「元文元年項」(『曹全』「語録三」八二八頁下段／八二九頁上段)までを参照した。
 (24) 面山が龍溪院の僧堂で、『僧堂清規』における進退を試したことは、『洞上僧堂清規考訂別録』「題辭」(『曹全』「清規」二〇九頁下段)に詳しい。
 (25) 『永福面山和尚年譜』「元文二年項」、『曹全』「語録三」八二九頁上段
 (26) 元文三年版『自受用三昧』四九丁表
 (27) 河村孝道『正法眼蔵闢邪訣』「解題」(『蒐書大成』巻二〇・八九八頁上／下段)を参照されたい。なお、面山『闢邪訣』の寛保二年版と、万光自写草稿本(静岡県旭伝院岸澤文庫蔵)との違いとしては、前半は字句の入れ替え程度であるが、後半の天桂の邪義に対する批判六箇条は相違が大きい。特に草稿本末尾には上野鳳仙寺(現在の地名で群馬県桐生市梅田町に所在)所蔵の『正法眼蔵』書写の勝鬪を伝える貴重な伝聞情報があるが、版本では削除されてしまった。以前から鳳仙寺所蔵の九二巻本『正法眼蔵』は、歴任に名前を連ねる学僧・乙堂喚丑や、明治期の西有穆山によるものではないかとされるが、面山の見解では同寺一三世・繁山嶺苗(一七四八年遷化)の書写が該当する可能性があるし、同寺一五世・劫外嶺春(一七六〇年遷化)の代に『正法眼蔵』が整えられたとするため、乙堂や西有の関与を認めることは難しい

萬光道輝の研究（菅原）

と思われる。

(28) 『菟書大成』卷二〇・二九三頁上段、翻刻に際し一部を除き漢字は現在通用のものに改めた。

(29) 高柳義範編『万年山東漸寺略誌』（伊奈東漸寺・大正八年）一頁に、同寺の別号として般若林を記載する。なお、山には龍溪院輪住中に著した『參州東漸禪寺記』が残り、また、『面山逸録』巻七には「賀宮田和尚新任參陽般若林東漸禪寺」を収録（『統曹全』「語録二」六九四頁）し、同寺一八世・禿融宮田の晋山を祝しているが、共に般若林の別号について触れている。

(30) 『曹全』「語録二」六九八頁下段

(31) 『菟書大成』卷二一・六四四頁

(32) 「東禪寺所藏『正法眼藏隨聞記』」解題（『菟書大成』「統輯二」例言七頁）を参照した。

(33) 『曹全』「語録四」四九二頁下段、訓読に際し一部を除き漢字は現在通用のものに改めた。

(34) 『統曹全』「語録二」六二一頁上段

(35) 『統曹全』「語録二」六二〇頁下段

(36) 『僧伝集成』三九頁上段〜四一頁上段

(37) 『大寧三十世玉洲海琳禪師塔銘』（『統曹全』「語録二」六一九頁下段）を参照した。

(38) 龍源寺『寺境十一題詩』については、同寺より提供いただいた翻刻資料を元に論じている。

(39) この一項は「万光道輝書写『弁道話』（1・2）」解題（『菟書大成』「統輯二」例言六〜七頁）を参照して著した。

(40) 『曹洞宗全書』「大系譜」四八九頁では、法系の伝承が複数あることを示し、養円寺九世の宝園靈樹は、同寺八世・唯審了の法嗣であり、同寺一二世の派喬欽枝は宝園の孫弟子ともする。しかし、これは、養円寺の歴任がそのまま嗣承関係にあると誤認された可能性がある。更に、別の伝承として、万光の法嗣として宝園を置き、派喬はその法嗣ともするが、今回検討していることからすれば、宝園も派喬も共に万光の法嗣であったと見るべきであろう。

(41) 『菟書大成』「統輯二」例言六頁

(42) 『菟書大成』「統輯二」九一八頁下段〜九一九頁上段、翻刻に際し、変体仮名はその本字を用い、踊り字も併せてルビに現在通用の平仮名を付した。

参考文献

・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』を参照した。引用に際しては、『曹全』『統曹全』と略記し、巻号・頁数・段数のみを記した。また、訓読は筆者が行い、その際に漢字は現在通用の字体に改めた。

・『永平正法眼藏菟書大成』（大修館書店）を参照した。引用に際しては、『菟書大成』と略記し、巻号・頁数・段数のみを

記した。

・『乾坤院住山記』は、『愛知県知多郡史』中巻（愛知県知多郡・一九二三年）所収翻刻資料を参照した。

・鏡島宗純編『延享度曹洞宗寺院本末帳』名著普及会・一九八〇年復刻版

・『曹洞宗近世僧伝集成』（曹洞宗宗務庁・一九八六年）を参照した。引用時には『僧伝集成』と略記し、頁数・段数のみを記した。

・曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ』3（吉川弘文館・一九九三年）を参照した。

・愛知県内曹洞宗寺院の歴代住職は川口高風編『愛知県曹洞宗歴史集覧』（プレコム・一九九五年）を参照した。

・曹洞宗文化財調査委員会編『曹洞宗文化財調査目録解題集8』（曹洞宗宗務庁・二〇一八年）を参照した。

・菅原研州「賭道本光『室内聯灯秘訣』の研究」、『愛知学院大
学禅研究所紀要』四五号・二〇一六年所収 菅原二〇一六

・菅原研州「近世曹洞宗の僧侶教育について（研究発表記
録）」、『日本仏教教育学研究』二五号・二〇一八年所収 菅
原二〇一八

謝辞

・龍源寺に関する諸事項をご教示いただき、また『龍源寺記』

萬光道輝の研究（菅原）

の閲覧と研究利用について許可して下さいました龍源寺御住職・渡邊信行老師に、この場をお借りして御礼申し上げます。
・『永平寺住山記』の記事については、鶴見大学仏教文化研究所客員研究員の尾崎正善先生よりご教示いただきました。御礼申し上げます。